

消費者ネットワークわかやま



四季だより 第4号

2013年3月

発行 消費者ネットワークわかやま 〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付 TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649

消費者ネットワークわかやま活動報告

和歌山県下9市の消費者行政担当窓口の訪問活動をおこない、消費者行政の現状や今後の課題などについて行政担当者と懇談を行いました。



和歌山市(11/6)
年々相談件数が増加してきています。また内容も年々巧妙化しているため各方面との連携を強めていきたい。



岩出市(11/12)
岩出市では、70歳以上世帯への訪問活動を行い、被害防止の啓発活動をしているがまだまだ窓口の周知が低い。



紀の川市(11/12)
高齢者に限らず、若者の被害も増えてきています。来年度に向けても業務が後退しないようにすすめていきます。



海南市(11/28)
市民相談室での相談が増加している。メール配信サービスや防災無線を使ったの注意喚起などの取り組み成果がでている。

消費者行政ヒアリング調査

期間：2012年11月6日～
2012年11月28日



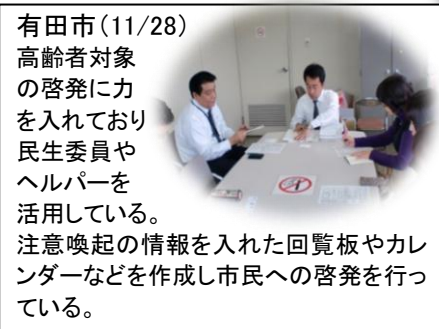
橋本市(11/12)
市内全域での啓発講座の開催、地域、諸団体からの依頼による出前講座などを積極的におこなっている。地道な活動ではあるが継続していきたい。



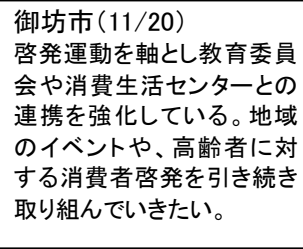
昨年の模様



新宮市(11/15)
相談窓口が分かるようにプレートを設置。相談員による説明会を毎月1回行っているが参加が少ない。来年度以降に啓発講座の予算がとれるかが課題。



有田市(11/28)
高齢者対象の啓発に力を入れており民生委員やヘルパーを活用している。注意喚起の情報を入れた回覧板やカレンダーなどを作成し市民への啓発を行っている。



御坊市(11/20)
啓発運動を軸とし教育委員会や消費生活センターとの連携を強化している。地域のイベントや、高齢者に対する消費者啓発を引き続き取り組んでいきたい。



田辺市(11/20)
社債などの劇場型のものが多くなっている。啓発パンフの全戸配布などを行っているが来年度は費用捻出が課題。

学習会の取り組み

日 時:2012年11月29日(木) 10:00~11:30
場 所:わかやま市民生協 本部組合員ホール
参 加:44人
講 師:上村 英之 氏 (和歌山県県民生活課 副課長)

11月29日(木)、わかやま市民生協組合員ホールにて『集团的消費者被害回復に係る訴訟制度(仮称)』について学習会を行いました。

同一業者・同じ様な手口で多数の被害が発生する消費者被害は年間約90万件。泣き寝入りすることが多かった消費者を救済することができる新制度について、分かりやすく説明をしていただきました。

参加者からは「難しい内容だったが、事例などをふまえて説明してくれたのでとても良く理解できました。」「早く実現してほしい!」などの声があげられていました。



活動報告

H24年度 地方消費者グループフォーラム参加報告

2月6日(水)地域の消費者行政(地方消費者行政)の充実を図るため、近畿各地域で活躍する消費者団体をはじめとして、多様な主体が情報交換や意見交換を行う「交流の場」として開催されました。消費者ネットワークわかやまも実行委員会に加入し、当日は壁新聞交流会に活動報告の展示を行い、他団体との交流を図りました。また、後半の分科会では橋本市が取り組み報告や今後の課題などを発表しました。

日 時 2013年2月6日(水)
11:00~16:00 壁新聞交流会
13:00~16:30 全体会・分科会

場 所 キャンパスプラザ京都

テーマ 『広げよう連携の輪』

～消費者問題の解決を地域から～

参加人数:約170名(主催者・消費者庁含む)

参加団体 約55団体(主催者・消費者庁含む)

主催 消費者庁

地方消費者グループフォーラム実行委員会



全体会の模様



壁新聞交流会の模様

～和歌山県消費生活センター 紀南支所長に聞きました～

和歌山県消費生活センター紀南支所の相談状況

和歌山県消費生活センター 紀南支所
支所長 松浦 幹 氏

平成 24 年度上半期の相談件数は前年度と比較すると若干減少傾向にありましたが、10 月以降は逆に前年度より少し増えてきております。

その要因として考えられるのが、健康食品の強引な送り付け商法に関する相談が急増していることです。これは高齢者の方が記憶力や判断力が衰えてきていることにつけ込む悪質な商法です。聞き覚えのない業者から、「2ヶ月前に注文して頂いた健康食品ができましたので送ります。」と電話があった場合、被害に遭われるケースとして考えられるのは、もしかしたら注文したかも知れないと考え、業者の狙い通りに承諾してしまう場合です。

逆に、注文した記憶がないので、「注文した覚えはない。」ときっぱり断ったが、「確かに注文を受けている。支払わないと訴える。」と脅された。と商品が届く前にセンターに相談を頂いた場合は、適切な対応方法をアドバイスすることができ、被害を未然に防ぐことができます。その点で、消費生活センターの存在をもっと周知しなければいけないと感じます。今後とも消費者ネットワークわかやまさんや各関係機関の皆様のご協力を得ながら、周知に努めて参りたいと考えます。



KC's の差止活動報告



適格消費者団体 非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や不当契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめる差止請求訴訟ができる団体。全国で 11 団体が認定。)

◎家賃保証委託事業者の追い出し行為に一定の歯止めをかける和解が成立しました。

日本セーフティー(株)に対していわゆる『追い出し』条項の使用停止などを求めた差止請求訴訟について、昨年 12 月 20 日に和解が成立しました。

和解内容は、業界の自主ルールを遵守するとして、玄関などへの貼紙行為や深夜・早朝の電話・訪問などをしないこと、鍵の取替えなどの「閉めだし」行為や賃借人が明渡しを行う前に家財道具などを処分しないことなどを同社が約束しました。大手家賃保証委託事業者である同社が、賃借人の平穏な生活を侵害したり、賃借人に損害を及ぼすおそれのある行為をしないという意思を訴訟上の和解で明確に示したことは、『追い出し行為』に一定の歯止めをかけ、業界全体への波及効果も期待でき、意義があるものと考えています。

◎賃貸住宅事業者(株) 明来に対して、差止が認められた部分について間接強制の決定を大阪地裁が行いました。

(株)明来は、昨年 11 月 12 日大阪地裁の仮執行宣言付判決では、同社が消費者との間で建物賃貸借契約を締結するに際し、賃借人に対する後見開始又は保佐開始の審判や申立てがあったときに契約を解除できるとの意思表示を行ってはいないと命じられています。

同社に対して上記内容の履行を促すために、「違反行為 1 回あたり 50 万円の罰金を科す」という間接強制の決定を 2 月 5 日に大阪地裁がおこないました。2 月 6 日以降の契約で上記違反行為があれば KC's までご連絡ください。

弁護士・司法書士による

無料法律相談会

親族の経営する
会社の借金の
保証人になっているが

父が亡くなり
借金が残った
どうしたらいいの

職場から急に
もう来なくてよ
いと言われた

ヤミ金業者から頻繁に
電話が入って困る

そのほかお困りのこと

日時 2013年 **3月16日(土)** 13:00~16:00



場所 **新橋ビル 7階A会議室** (予約不要)
JR和歌山駅前 池田泉州銀行西側

主催 **和歌山クレジット・サラ金問題対策協議会**

私たち「和歌山クレジット・サラ金対策協議会(略称:和歌山クレサラ対協)」は、①高金利、②過剰貸付、③過酷な取立というサラ金3悪をなくすべく、和歌山の弁護士・司法書士が中心となり、2005年12月15日に設立した団体です。

お問い合わせ先 和歌山クレサラ対協 TEL 073-433-2244

URL: <http://cresara.org/>

消費者ネットワークわかやま 第3回総会・記念講演



とき : 2013年4月13日(土) 13:00~15:10(予定)

ところ : 和歌山ビッグ愛 12Fホール

www.wakayamasposhin.or.jp/big-ai.html

**入場無料
申込不要**

第1部:13:00~ 第3回総会

第2部:13:30~ 記念講演『知れば安心消費者トラブル笑ってガード』

講師:三代目 林家 染二 (落語家)

身近に迫る悪質商法の手口をおもしろおかしく笑いに包みながら被害を防ぐ知識として楽しくお話します。また、講演の後には悪質商法を盛り込んだ「創作落語」もお楽しみいただき、大笑いしながら悪質商法の手口を学びましょう。